

単独事業場であるということですが。本社でもなく、支社でもありません。企業規模は十二人ですと言っています。単独事業場には九人おります。ということは、残り三人は何をされているということになるのでしょうか。

この事業場規模と企業規模が全然合わない、そして、単独事業場なんですよね。これはどういうふうに読めばいいのでしょうか。

○山越政府参考人 これでございますけれども、同一企業内に本社・本店、支社・支店の関係ない事業場がいわば並列である場合であるというふうに考えております。

○尾辻委員 そうしたら、この場合でいうと、残り三人はどこにいるのでしょうか。

○山越政府参考人 これは調査対象と別の事業場、並列する事業場にいるということではないかと思えます。

個別のデータについては、お答えは差し控えさせていただきます。

○尾辻委員 個別の事業場ですよね。それで、事業規模が九人。これ、何か全然わからないんですよ。

こういったようなことがたくさんあって、例えば六九四三、下から五つ目を見ていただきたいんですけど、これは業種でいうと、八三二です。美容業なんです。企業規模が三人、事業場規模が二人、そして事業場の属性というところ、これは単独事業場。残り一人は何をしていらっしゃるのでしょうか。

○山越政府参考人 この事業場規模と企業規模が

異なる場合でございますけれども、こういったものは理論上あり得ると考えております。

個別についてはお答えを差し控えさせていただきます。こういった事業場規模と企業規模が異なるものは、同一企業内に本社支店の関係ない事業場が複数ある場合というふうに考えております。

○尾辻委員 じゃ、これもまた一人の事業場がまた単独事業場であって、単独事業場が二つあるということになるわけですか。

○山越政府参考人 今申し上げましたように、本社、支社関係のない単独事業場が二つある、そういった並列関係にあるという場合には、こういった事業場規模と企業規模が異なることになるというふうに考えます。

○尾辻委員 理論上はあり得る。私もこれをずっとヒアリングさせてもらって、理論上はあり得るんですけれども、現実にあるかどうかは聞いています。

この中で今私が言った、例えば五〇二と六九四三、これだけでも、本当にどういう事業場になっているのか、正しいのかどうか、監督官や事業場に聞いていただけませんか。

○山越政府参考人 これにつきましては、論理チェックを行いまして、必要なデータ、統計として集計しているものでございますので、この統計は精度として高まっているものというふうに考えております。

○尾辻委員 精度として高まったとおっしゃいますけれども、私、先日も言いましたけれども、食

事を出されて、二割腐っていたんですよ、二割腐ったのを取ったから食べてくれと言われても、食べられませんか、普通。そういうのって、普通、例えば調理の方法とか素材とか、そういうのが間違っているからこうしたものが出てくる。ですから、どれだけ取り除いても取り除き切れなないということがここにいっぱい出ているわけです。こういうものが議論の出発点というのは私はあり得ないと思いますよ。

じゃ、次に行きますよ。Bを見ていただきたいと思うんですけども、このBは、事業場が一人にもかかわらず、最長の者と平均的な者の二人がいる。事業場の規模が一人であれば、どちらかに数字が入って、どちらかはブランクにならなきゃおかしいですよ。なぜ一人なのに二人分のデータが入っているんですか、B。

○山越政府参考人 この今御指摘をいただきました、事業場規模が一人でありまして、最長の者と平均的な者双方にデータがあるということでございますけれども、これは、調査対象時点は四月一日でございますので、事業場規模は一人とした場合でも、調査対象月が四月でございますので、四月一日時点で事業場規模が一人でございます。その後二人以上に従業員がふえた場合は、こういったことが論理的に起こり得るものでございます。

○尾辻委員 理論上起こり得ると言いますけれども、こんなことは本当にあるんですか。一人なんです。よ、ここで。なのに、二人分入っている。これは正確性に欠けるんじゃないですかということ。私は申し上げているわけです。

いろんなことを言っても、理論上あり得る。じや、聞いてください、ここに。二つしかありませんから。五五と一五七三のところに、四月一日時点で一人で、その後二人になったんですかと聞いていただけですか。

○山越政府参考人 今回の調査でございませけれども、通常の統計と同様に、一定の条件を設定いたしまして、データ全体にチェックをかけまして、エラーを検出、除外しているものでございまして、これによって統計の精度が高まったというふうに考えているとございます。

○尾辻委員 確認してくださいと私は申し上げています。確認してください。これは議論の前提となるデータなんです。

四月一日で一人で、それ以降に二人になったかどうか。この二つだったらすぐ聞けますよね。確認してください。

○山越政府参考人 今申しましたように、こういった例は論理的にあり得るわけでございます。また、今回のデータは、一定の精査の条件、これを定めまして、これによる論理チェックを行って出しているものでございますので、精度が高まったものというふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 もうへ理屈ばかりですよ。これぐらい確認してくださいよ。本当にこれぐらい確認してください。精度が高まったとかいう話ではありません。本当に四月一日に一人で、その後二人になったんですか、この事業場。それだったら正しいと言えますけれども、どうやって精度が高ま

ったとこれで言えるんですか。もう一回答えてください。

○山越政府参考人 この調査でございませけれども、精査を行ったわけでございます。これは、一定の条件、論理チェックをする条件を定めまして、これに基づきまして異常となる蓋然性が高いものを除外した、こういう通常の統計でも行われるようなデータの精査方法で行ったものでございまして、これで信頼性の高いものになったというふうに考えているところでございます。

○高鳥委員長 尾辻かな子君。（発言する者あり）

山越労働基準局長。

○山越政府参考人 今回、二十五年にやりました労働時間等総合実態調査でございませけれども、統計としてより正確にするという観点から、一定の条件を設定いたしまして、異常値である蓋然性の高いものを当該データから除くという方法で精査を行ったものでございまして、これによって信頼性が高いものになったというふうに考えておりますので、さらなるそういう御指摘のようなことをすることは考えていないところでございます。

○尾辻委員 これは、じゃ、間違つたままですよ。これでいいんですか。

じゃ、まだほかにもありますから聞きますけれども、Cでいうと、企業規模が一人より上、一人より人がいるにもかかわらず、調査対象は一人の事業場規模となっているというのも七件ありました。

一人より上ということ、これで一人しか事業

場にはないって、どんな企業なんです。企業規模一人、でも、事業規模たった一人ですよというのが七件もあるんです。これも理論上あり得るんですか。

ちょっと時間がないので次に行きますけれども、Dも見てくださいよ。事業規模は三百人以上だが、最長の者、平均的な者、ともに、一日、一週、一カ月、一年、全てがゼロ。三百人以上の事業規模があつて、誰も一年間残業していない、一カ月も残業していない、これが十一件。ちなみに、事業規模を抜いたら、これは千四百二十五件あるんですよ。千四百二十五件、最長の者も平均的な者も、両方とも、一日、一週、一カ月、一年、全てがゼロなんです。こんなこと、あり得るんですか。

○山越政府参考人 今おっしゃられた最初の事例につきましては、企業の中の小規模の営業所などが考えられると思います。

それから、二点目の例でございませけれども、これは、実質的に時間外労働がゼロの場合、こういった場合は当然これに当たるといふふうに考えます。

○尾辻委員 信じられますか。三百人以上の規模の企業で、一年間残業ゼロ。一年間残業ゼロ、一カ月もゼロ、全員ゼロ。私、こんなことはないと思いますよ。

結局、監督官が来ているわけでしょう。監督官が監督をした後に調査的ということをやっているわけでしょう。これは本当のことを言っていないと思いますよ。

ここを見てくださいよ、Dなんか。事業者規模

八百七十四人とか、事業人規模八百二十三人、これで誰も残業していないと言っているんですよ。こんなの、あり得るんですか。

○山越政府参考人 法定時間外労働でございませうけれども、これが実際にゼロ、ないという場合はこういった事例が論理的に起こるといふふうに思います。

○尾辻委員 何を言っても、あり得るとしか答えられないということ自身が私はおかしいと思いますよ。ちゃんと事業所や監督署に確認してくださいよ、本当にそうなのか。

Eも見ますけれども、これは、最長の者、平均的な者、ともに、一日、一年、一カ月、一年、全てが同じ時間なんです。こんなこと、あり得ますか。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

これは、例えば、調査対象月、二十五年の四月であったわけでございますけれども、そのうちのある一日についての時間外労働があった場合はこういった結果になるものでございます。

○尾辻委員 どういう意味ですか。一年間と一月と。これは前年のものでやるわけですか。

例えば、じゃ、これを見てくださいよ、一〇六三九で見ましようよ。事業人規模一人、一人なのに両方あるという、また変なデータですね。この人は、一日で一時間、一週間でも一時間、月間でも一時間、年間でも一時間。これは、意味がわからずにこうして書いただけじゃないんですか。その上の人は、一日三時間、一週間で三時間、月間でも三時間、年間でも三時間。こんなこと、ある

んですか。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

この日、週、月、年の時間外労働が全て同じ時間になるというケースでございませうけれども、この調査対象時期でございませうけれども、原則といたしましては、御指摘がございましたように、年については、平成二十四年度、前年度、調査することになっておりますけれども、平成二十四年五月から平成二十五年四月までの実績を調査することも差し支えないということで調査を行っておりますので、今申しましたように、二十五年の四月に、特定の日、ある時間の時間外労働があればこういったことが起こり得るわけでございませう。

○尾辻委員 理論上あり得る、理論上あり得るといふ話ばかりで、私、これは信じられません。一つ一つ事業所に聞いてください。

あと、私、きょう朝見ていて、実は、事業所の番号が違うのに、五六八四と五七〇〇というのがあるんですけれども、全部数字が一緒なのがあるんですよ。つまり、業種も事業場の規模も企業規模も、そして一般労働者の労働時間、全部一緒、数字が全て一緒。これはちよつと手元にありません。五六八四と五七〇〇、これは全部一緒なんです。残業時間、一年間で千二百五十一時間、一緒。月間、百四時間で一緒。年間も一緒。

こんなことあり得ますか。これは絶対に間違えていると私は思うんですけれども、これぐらい確認してください。

○山越政府参考人 今おっしゃられたような例も論理上あり得るものだというふうに思います。

○高島委員長 尾辻かな子君。（発言する者あり）

山越労働基準局長。

○山越政府参考人 この二十五年度の労働時間等総合実態調査でございませうけれども、今回、統計としてより正確にするという観点から、一定の条件を設定いたしました。異常値である蓋然性が高いデータについては除外するという方式で精査を行ったわけでございませう、こういう精査を行うことによりまして信頼性は高いものとなったといふふうに考えておりまして、これ以上精査をするということとは考えておりませう。

○尾辻委員 おかしいですよ、本当に。これは出発点でしよう、議論の。労政審に出したデータでしよう。そして、二割ちゃんと除いて、まだこれだけ私たち素人が見てもあるのに、これでどうやって精度が高まったと言えるんですか。その根拠はどこにあるんですか。

時間が来ているということですから。私、全然こんなものは信じられないです。そして、その上で、きょう強行採決をするかもしれない、こんなことはあり得ませうよ、本当に。まずは、出発点のデータの、正しいものを出し直します。ですから、今回、法案は撤回をして、もう一回調査からやる、これが本来、厚生労働省がやるべきことではないでしようか。今回の午後からの採決など到底許されるものではない、断じて許されないといいことを強く申し上げまして、私からの質問いたします。

ありがとうございます。